

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）の特例の読替表【信金特例告示】

<p style="text-align: center;">読 替 後</p>	<p style="text-align: center;">読 替 前</p>
<p>【国内基準】</p> <p>（基本的項目）</p> <p>第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額） 剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）<u>、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）</u>の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。</p>	<p>（基本的項目）</p> <p>第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額） 剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）<u>、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときににおける当該合計額をいうものとする。第二十二条において同じ。）</u>、<u>為替</u></p>

- 一〇五 (略)
2 (略)

(基本的項目)

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定(非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)の額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

- 一〇五 (略)
2 (略)

【特例を採用した場合の国際統一基準】

- 一〇五 (略)
2 (略)

(基本的項目)

換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。)の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

- 一〇五 (略)
2 (略)

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定(非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)及びその他有価証券評価差損(財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第三十四条において同じ。)の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

(基本的項目)

第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定(非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額)剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。()並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。()、その他有価証券評価差損(連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金(零リスク・ウエイト債券(第五十条から第五十二条まで及び第五十四条の規定により零パーセントのリスク・ウエイトが適用される債券並びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している債券をいう。以下同じ。))の評価差額に係る部分の額を除く。()が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計(時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。))を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金(零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。()及び繰延ヘッジ損益(同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券(零リスク・ウエイト債券を除く。())をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。))の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第二十二条において同じ。)、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に

(基本的項目)

第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定(非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額)剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。()並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。()、その他有価証券評価差損(連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計(時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。))を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益(同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。))の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第二十二条において同じ。)、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。()の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。

一～五 (略)

2 (略)

(基本的項目)

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合には、同号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第三十四条において同じ。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。

一～五 (略)

2 (略)

(補完的項目)

第二十三条 第十九条の算式において補完的項目の額は、次の各号に

一～五 (略)

2 (略)

(基本的項目)

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合には、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第三十四条において同じ。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。

一～五 (略)

2 (略)

(補完的項目)

第二十三条 第十九条の算式において補完的項目の額は、次の各号に

掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十九条の算式の分母（内部格付手法採用金庫にあつては、第百五十条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額）の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第百五十条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務並びに期限付優先出資及び期限付優先株（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券（第二十五条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの及びゼロリスク・ウェイト債券を除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額（ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあ

掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十九条の算式の分母（内部格付手法採用金庫にあつては、第百五十条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額）の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第百五十条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務並びに期限付優先出資及び期限付優先株（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券（第二十五条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額（ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、連結貸借対照表計上

つては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときににおける当該合計額とする。()の四十五パーセントに相当する額

二丁六 (略)

2・3 (略)

(補完的項目)

第三十五条 第三十一条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第三十一条の算式の分母(内部格付手法採用金庫にあつては、第百五十条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第百五十条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先出資(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これ

額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。()の四十五パーセントに相当する額

二丁六 (略)

2・3 (略)

(補完的項目)

第三十五条 第三十一条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第三十一条の算式の分母(内部格付手法採用金庫にあつては、第百五十条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第百五十条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先出資(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これ

を切り上げた年数) から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。) については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第三十七条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの及び零リスク・ウエイト債券を除く。) について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。) の四十五パーセントに相当する額

二丁六 (略)

2・3 (略)

を切り上げた年数) から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。) については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第三十七条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。) について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。) の四十五パーセントに相当する額

二丁六 (略)

2・3 (略)